

諮問番号：令和3年度諮問第2号

答申番号：令和3年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年2月19日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による情報公開拒否決定処分（令和3年2月15日付け2葛健生第1418号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

令和3年2月4日、審査請求人は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第5条に基づき、処分庁に対し、請求内容を「令和2年9月15日以降に調剤薬局または店舗販売業から保健所に提出された変更届（変更届書）およびその添付資料のうち、「〇〇〇〇」（特定個人の氏名）という文字列を含むものを、添付書類も含めて開示してください。」とする情報公開請求を行った（以下「本件情報公開請求」という。）。

処分庁は、本件情報公開請求に対し、公開請求のあった情報（以下「本件情報」という。）は、特定の個人を指名してされたものであるため、当該情報の存否を答えるだけで、当該個人の勤務先情報を答えることになり、個人のプライバシーが侵害されるとして、条例第10条の3により情報の存否を明らかにしない情報公開拒否決定を行い、令和3年2月15日、情報公開拒否通知書（2葛健生第1418号）により審査請求人に通知した。

審査請求人は、この決定を不服として、令和3年2月19日（收受日）、本件処分を取り消すよう求める審査請求を提起したものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

薬局又は店舗販売業の開設者は、勤務薬剤師の変更があった場合には、変更届に勤務薬剤師氏名の一覧を添付して所在地を管轄する保健所長に提出することとされているところ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第9条の4並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。）第15条の15第2項及び別表第1の2の第一の四によると、薬局の開設者は、薬局に勤務している薬剤師の氏名を、薬局の見やすい場所に掲示しなければならないと定められている。薬局は一般的に不特定多数の立ち入りが予定されているものであるから、その掲示もまた、広く一般に公開されているといえる。また、薬局の利用者を通じて掲示の記載情報が広く伝播する可能性があり、その場合も広く一般に公開されているに準ずる状態であるといえる。

仮に薬局内の掲示が利用者に対するものであり、広く一般に公開されることを予定していなかったとしても、それは薬局内の掲示が一般に公開されることを予定していないことを示すにとどまり、本件情報が非公開情報である理由にはならない。

したがって、勤務薬剤師及び管理薬剤師の氏名は非公開情報ではなく、変更届のうち勤務薬剤師と管理薬剤師の氏名については開示されるべきである。

また、本件情報公開請求のように氏名を特定せず、単に、例えば「令和2年9月15日以降に区内の調剤薬局または店舗販売業により保健所に提出された変更届（変更届書）及びその添付書類すべて。」を請求情報として情報開示請求をした場合、この期間のすべての変更が開示されることになる。このような請求と本件情報公開請求は、「特定の氏名を探す作業を葛飾区長と審査請求人のどちらがするのか」という違いに過ぎず、前者の請求が認められるなら、後者の請求も認められるべきである。

なお、審査請求人は文京区長、品川区長及び目黒区長に対しても本件情報公開請求と同内容の開示請求を同時期に行ったところ、いずれも不存在を理由とする非公開決定をした。したがって、これらの行政庁においては変更届の勤務薬剤師氏名を非公開情報とみなしておらず、かつ氏名を特定して行った本件情報公開請求は適法であると考えていることになる。

本件情報公開請求に対する判断に際しては、これら葛飾区と同じく特別区であり、地域慣行なども同一と考えられる他団体が、開示により侵害される権利利益の重要性を鑑み慎重に検討を行ったと思われる判断を斟酌すべきである。

よって、本件処分は違法又は不当であるからその取消しを求める。

2 処分庁の主張の要旨

薬機法第8条の2において都道府県知事に義務付けられている公表事項には勤務薬剤師の氏名は含まれておらず、また、薬局内の掲示事項についても、薬機法第9条の4にその目的が「当該薬局を利用するために必要な情報」と明示されており、当該薬局を利用する患者という利害関係人に対して、必要な範囲で薬剤師の氏名を知らせているものであって、広く一般に公表している情報ではない。また、人伝いに情報が伝播する可能性をもって広く一般に公開されているに準ずる状態であるとはいえない。

このように、法が公開を定めていない個人に関する情報については、その法の解釈は非常に重要であり、公開するに至ってはより慎重な対応を期すべきものである。

したがって、勤務薬剤師の氏名は個人に関する情報であり、公開することで薬局等における勤務状況が明らかとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第9条第2号に規定する個人に関する情報に該当する。

そのため、本件情報公開請求については、当該情報の存否を回答するだけで、当該個人の勤務先情報が明らかとなり個人のプライバシーが侵害されるおそれがあるため、条例第10条の3に基づき、情報の存否を明らかにしないで本件情報公開請求を拒否する決定を行ったものである。

なお、葛飾区が薬機法により届出がなされた勤務薬剤師の氏名を公開するか否かは条例の定めによるものであり、他団体の情報公開条例に基づく判断に左右されるものではない。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 条例第9条第2号本文該当性について

本件情報公開請求は、「特定の個人である「〇〇〇〇」が令和2年8月16日頃から令和3年2月4日までの間に、葛飾区内の薬局又は店舗販売業において、開設者又は店舗販売業者（それぞれ法人である場合にはその代表者）に就任又は退任したこと、又は薬剤師又は店舗管理者として入店又は退店したこと（これは、「〇〇〇〇」という特定人物の特定期間の職歴であるとともに、特定された期間が情報公開請求の約半年前から情報公開請求時までという直近のものであるため、特定個人が情報公開請求時点においても継続して当該薬局又は店舗販売業を経営又は勤務している蓋然性があることから、特定個人の勤務先ないし勤務状況に関する情報でもある。）」（以下「本件前提情報」という。）を前提とするものであるところ、本件前提情報の有無は、「個人に関する情報」に該当し、また特定の個人が識別されうる情報でもある。

なお、開設者、店舗販売者並びにそれらが法人である場合の代表者の就任又は退任という情報は、法人情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報にも該当するが、私的生活を営む特定の個人に関する情報でもあるから、ただちに個人情報に該当しないということとはできない。

(2) 条例第9条第2号ただし書該当性について

条例第9条第2号ただし書アは、「法令に規定による又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」については、これを開示することとしている。本件前提情報が法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報に該当するかどうかを検討する。

(ア) 薬局における閲覧及び都道府県知事による公表の規定

薬機法第8条の2の規定の趣旨は、医療を受ける者がどの薬局を選んだらよいかを判断するために必要な情報として、「当該薬局が」どのような体制及び機能を有する薬局であるのかに関する情報を書面にして、医療を受ける者が見ることができるようにするとともに、薬局の選択に資する報告事項を都道府県において公表するというものである。薬局開設者及び管理薬剤師の氏名についても当該薬局の経営者及び管理責任者として、薬局の選定に資する参考情報の一つとして、薬局における閲覧及び都道府県による公表の対象としているに過ぎない。また、薬局における閲覧は、あくまで閲覧の対象者は薬局に患者として訪れた者を予定しており、広く一般に公開することを予定しているものとはいえない。

すなわち、「「特定の個人が」どこで薬局を営んでいるのか、あるいは薬剤師としてどこの薬局に勤務しているか」という情報を公開するものではない。

また、勤務薬剤師及び登録販売者については、薬局における閲覧及び都道府県知事による公表の対象とはされていない。

また、東京都知事は、薬機法第8条の2第5項に基づき、インターネット上に東京都薬局機能情報提供システムを設け、都内の薬局の機能などに関する情報を公表しているが、「特定の個人が」どこで薬局を営んでいるか、あるいは薬剤師としてどこの薬局に勤務しているか」を検索す

ることができるものではない。

(イ) 薬局及び店舗における掲示に関する規定

薬機法第9条の4及び同法第29条の3の規定は、薬品の管理及び運営に関する事項として購入者が適切に医薬品を購入する観点と、一般用医薬品の販売制度の実効性を高める観点から、あくまで「当該薬局又は店舗」を利用する患者が必要とする情報の一つとして、薬局開設者若しくは店舗販売業者、薬局の管理者若しくは店舗管理者、薬剤師及び登録販売者の各氏名を含む所定の事項を薬局又は店舗において掲示することを義務付けているに過ぎない。

たまたまある薬局を訪れた者がこの掲示を閲覧することにより「当該薬局又は当該店舗」の経営者又は勤務する薬剤師又は登録販売者の氏名を知りうるとしても、それが、「当該薬局又は店舗」を利用する利害関係人である患者のために必要な情報という前提を離れて広く伝播することは予定されていない。この規定は、個人の、通常他人に知られたくないプライバシーに関する情報である、「特定の個人が」どこで薬局や店舗を営んでいるか、あるいは薬剤師又は登録販売者としてどこでこの薬局や店舗に勤務しているか」という情報を不特定多数に対して積極的に公開するものとはいえない。

(ウ) 薬剤師法の薬剤師の氏名の公表に関する規定

薬剤師法は、厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとし、これを受けた薬剤師法施行令第14条は、公表する事項として、薬剤師の氏名及び性別、薬剤師名簿の登録年月日及び行政処分に関する事項を定めている。

しかし、特定の薬剤師についてその勤務先を公開することを定めた規定は存在しない。

また、厚生労働省は、この薬剤師法第28条の2に基づき、インターネット上に「薬剤師資格確認検索システム」を公開している。しかし、同システムにおいては特定の個人の勤務先は検索結果に表示されない。したがって、同システムも本件前提情報を公開するものではない。

以上のとおりであるから、薬剤師の氏名の公表に関する規定によって本件前提情報が公開され、または公開することが予定されているとはいえない。

なお、登録販売者については、氏名の公表に関する法令の規定はない。

以上の(ア)から(ウ)までのとおり、現在、本件前提情報を公開し、又は公開することを予定した法令の規定はない。

また、本件前提情報が事実上の慣習として公にされ、又は公にすることが予定されているというべき事実は認められない。

以上のとおりであるから、本件前提情報は、条例第9条第2号ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当しない。

また、本件前提情報が条例第9条第2号ただし書イ及びウに該当するというべき事情は認められない。

よって、本件前提情報は条例第9条第2号の非公開情報に該当する。

(3) 条例第10条の3該当性について

本件情報公開請求は、「特定の個人である「〇〇〇〇」が令和2年8月16日頃から令和3年2月4日までの間に、葛飾区内の薬局又は店舗販売業において、開設者又は店舗販売業者（それ

それ法人である場合にはその代表者) に就任又は退任したこと、又は薬剤師又は店舗管理者として入店又は退店したこと」という事実を前提としていることから、本件前提情報が存在しているか否かを答えると、条例第9条第2号の非公開情報に該当する情報を開示することになる。

したがって、処分庁が条例第10条の3の規定によりその存否を明らかにしないで行った本件処分は適法である。

(4) 氏名を特定しない請求との対比について

仮に、氏名を特定せず、「令和2年9月15日以降に区内の調剤薬局または店舗販売業により保健所に提出された変更届(変更届書)及びその添付資料すべて。」を請求情報として情報開示請求をした場合、これら書面に記載されている薬局開設者、店舗販売業者、薬剤師及び登録販売者の氏名及び住所等の個人識別情報は非公開情報になるから当該部分を除いて情報公開決定がなされることになる。これは「〇〇〇〇」の氏名に限らず、他の個人の氏名についても同様である。

したがって、このような方法で情報公開請求を行ったとしても、本件前提情報が開示されることはない。

(5) 他団体の判断について

他の地方公共団体については、それぞれの区で定められた情報公開条例に基づいて決定を行っているものであるが、葛飾区の実施機関である処分庁が取得・管理している情報の公開に関しては、葛飾区情報公開条例が適用され、同条例に基づき決定を行うべきものである。

情報公開条例の規定内容、とりわけ個人に関する情報などの非公開情報の規定の仕方などは、同じ特別区であったとしてもそれぞれの団体ごとに異なりうるものであり、また、個人に関する情報についての解釈も各自治体の実情に応じて異なりうるものである。

したがって、他団体と異なる判断となったこと自体が処分の違法不当に影響するものではない。

上述のとおり、葛飾区の情報公開条例の規定に基づき情報の存否を明らかにしない情報公開拒否決定を行った処分庁の判断に違法はない。

(6) 結論

処分庁は、上記のとおり、条例に基づく適正な手続により本件処分を行ったものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和3年9月3日	諮問書の受理
令和3年9月29日	審議
令和3年12月8日	審議
令和4年1月25日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

- (1) 本件前提情報は、条例第9条第2号本文で定める情報に該当するか（以下「争点1」という。）。
- (2) 本件前提情報は、条例第9条第2号ただし書で定める情報に該当するか（以下「争点2」という。）。
- (3) 本件情報公開請求は条例第10条の3で定める情報公開請求を拒否することができる場合に該当するか（以下「争点3」という。）。
- (4) 氏名を特定しない請求をした場合、本件前提情報が公開されるか（以下「争点4」という。）。
- (5) 他団体の判断が処分庁の決定に影響を与えるか（以下「争点5」という。）。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

本件情報公開請求は、本件前提情報を前提としているところ、本件前提情報の有無は、「個人に関する情報」に該当し、また、特定の個人が識別されうる情報であることに疑いはない。

(2) 争点2について

条例第9条第2号ただし書アは、「法令に規定による又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」については、これを公開することとしている。本件前提情報が法令の規定により公開され、又は公開することが予定されている情報に該当するかどうか検討した結果は以下のとおりである。

(ア) 薬局における閲覧及び都道府県知事による公表の規定

薬機法第8条の2の規定の趣旨は、医療を受ける者がどの薬局を選んだらよいかを判断するために必要な情報として、「当該薬局が」どのような体制及び機能を有する薬局であるのかに関する情報を書面にして、医療を受ける者が見ることができるようにするとともに、薬局の選択に資する報告事項を都道府県において公表するというものであり、薬局開設者及び管理薬剤師の氏名についても当該薬局の経営者及び管理責任者として、薬局の選定に資する参考情報の一つとして、薬局における閲覧及び都道府県による公表の対象としているに過ぎない。また、薬局における閲覧は、あくまで閲覧の対象者は薬局に患者として訪れた者を予定しており、広く一般に公開することを予定しているものとはいえない。

すなわち、「特定の個人が」どこで薬局を営んでいるのか、あるいは薬剤師としてどこの薬局に勤務しているか」という情報を公開するものではない。

また、東京都知事は、薬機法第8条の2第5項に基づき、インターネット上に東京都薬局機能情報提供システムを設け、都内の薬局の機能などに関する情報を公表している。しかしこれは、医療を受ける者がどの薬局を選んだらよいか判断するために必要な情報として、「当該薬局が」どのような体制及び機能を有する薬局であるのかに関する多数の情報の一つとして、当該薬局の経営者である薬局の開設者の氏名と、管理責任者である管理薬剤師の氏名を掲載しているにすぎず、「特定の個人が」どこで薬局を営んでいるか、あるいは薬剤師としてどこの薬局に勤務しているか」を検索することができるものではない。また、管理薬剤師又は勤務薬剤師の特定個人

の氏名をキーワードとして検索できるものでもないから、特定個人の勤務先を積極的に公表する趣旨のものではない。

(イ) 薬局及び店舗における掲示に関する規定

薬機法第9条の4及び同法第29条の3の規定は、薬品の管理及び運営に関する事項として購入者が適切に医薬品を購入する観点と、一般用医薬品の販売制度の実効性を高める観点から、あくまでも「当該薬局又は店舗」を利用する患者が必要とする情報の一つとして、薬局開設者若しくは店舗販売業者、薬局の管理者若しくは店舗管理者、薬剤師及び登録販売者の各氏名を含む所定の事項を薬局又は店舗において掲示することを義務付けているに過ぎず、「特定の個人が」どこで薬局や店舗を営んでいるか、あるいは薬剤師又は登録販売者としてどこの薬局や店舗に勤務しているか」という情報を不特定多数に対して積極的に公開するものとはいえない。

(ウ) 薬剤師法の薬剤師の氏名の公表に関する規定

薬剤師法は、厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとし、これを受けた薬剤師法施行令第14条は、公表する事項として、薬剤師の氏名及び性別、薬剤師名簿の登録年月日及び行政処分に関する事項を定めている。

しかし、特定の薬剤師についてその勤務先を公開することを定めた規定は存在しない。

また、厚生労働省は、この薬剤師法第28条の2に基づき、インターネット上に「薬剤師資格確認検索システム」を公開している。しかし、同システムにおいては特定の個人の勤務先は検索結果に表示されない。したがって、同システムも本件前提情報を公開するものではない。

以上のとおりであるから、薬剤師の氏名の公表に関する規定によって本件前提情報が公開され、または公開することが予定されているとはいえない。

なお、登録販売者については、氏名の公表に関する法令の規定はない。

以上の(ア)から(ウ)までのとおり、現在、本件前提情報を公開し、又は公開することを予定した法令の規定はない。

また、本件前提情報は、本件前提条件が事実上の慣習として公にされ、又は公にすることが予定されているというべき事実は認められない。

以上のとおりであるから、本件前提情報は、条例第9条第2号ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当しない。

また、本件前提情報が条例第9条第2号ただし書イ及びウに該当するというべき事情は認められない。

よって、本件前提情報は条例第9条第2号の非公開情報に該当する。

(3) 争点3について

本件情報公開請求は、「特定の個人である「〇〇〇〇」が令和2年8月16日頃から令和3年2月4日までの間に、葛飾区内の薬局又は店舗販売業において、開設者又は店舗販売業（それぞれ法人である場合にはその代表者）に就任又は退任したこと、又は薬剤師又は店舗管理者として入店又は退店したこと」という事実を前提としていることから、本件前提情報が存在しているか否かを答えると、当該個人の勤務先が葛飾区内にあるか否かを回答することとなり、個人のプライバシーが侵害される。そのため、本件請求情報の存否を答えるだけで条例第9条第2号に該当する情報を公開することとな

る。

また、当該個人が葛飾区内に勤務しているという情報を基に、区内のどの薬局に勤務しているか特定することができる蓋然性が高く、ストーカー被害等を招来するおそれがある。そのため、本件請求情報の存否を答えるだけで条例第9条第4号オに該当する情報を公開することとなる。

よって、条例第10条の3で定める本件情報公開請求を拒否することができる場合に該当する。

(4) 争点4について

審査請求人は、氏名を特定せず、全ての変更届を請求情報として情報公開請求をした場合、全ての変更届が公開されることになるのだから、このような請求が認められるならば、氏名を特定した請求との差異は、当該個人の情報を探査することを葛飾区長が行うか審査請求人が行うかの違いしかなく、氏名を特定した請求も認められるべきである旨主張する。

しかし、これら書面に記載されている薬局開設者、店舗販売業者、薬剤師及び登録販売者の氏名及び住所等の個人識別情報は、条例第9条第2号で規定する非公開情報となるため、当該部分を除いて情報公開決定がされるのだから、氏名を特定しない方法で情報公開請求を行ったとしても、本件前提情報が開示されることはない。

(5) 争点5について

審査請求人は、薬機法に基づく届出や薬局内の掲示は、全国で同一の法令に基づいて行われており、また、地域慣行が同一と考えられるほかの特別区において不存在決定をしている場合もあるのだから、処分庁は、ほかの特別区の判断を斟酌すべきである旨主張する。

しかし、各区が情報の存否を応答するか否かは各区それぞれの情報公開条例に基づき判断されるものであり、また、条例の規定の仕方や解釈も同じ特別区であっても異なりうるものである。

したがって、他団体の判断は、処分庁の決定に影響しない。

なお、審査請求人は、他の行政庁が勤務薬剤師の氏名を非公開情報とみなしていない旨主張するが、審査請求人が審査庁に提出した他の行政庁の決定通知書では、あくまでも請求された情報が存在しないとして非公開決定をした旨を通知しているに過ぎず、勤務薬剤師の氏名を非公開情報とみなしていないとまでは言い難い。

(6) 判断

争点1から5までを検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求は棄却するのが相当である。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明